

Toyota Ceili Band 規約

第1条（名 称）

本会の名称は、Toyota Ceili Band とする。

第2条（目 的）

本会の活動を通じて会員相互の親睦と理解を深め、互いの人格の向上を図ることを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アイルランドの音楽の演奏
- (2) アイルランドのダンスの伴奏
- (3) イベントの企画、運営
- (4) 前各号に附帯する一切の事業

本会の事業年度は4月1日より3月31日までとする。

第4条（イベントの制作頻度）

ケイリー(アイルランドのダンスのイベント)は1年に1回以上を企画・運営するものとする。

第5条（ウェブサイトの名称）

本会のウェブサイトは Toyota Ceili Band と称する。

toyota-ceili-band.com ドメインを取得、維持するものとする。

第6条（緊急事態）

何らかのトラブルにより本会のウェブサイトがアクセス不能になった場合、代表はすみやかにこれを回復する義務を負う。

第7条（会 員）

会員は本会の目的に賛同し、且つ代表が承認した者とする。

第8条（資格の喪失）

会員は、次の各号に該当した場合、その翌日に会員たる資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 代表との音信が不通になったとき
- (3) 代表が存続不可能と判断した場合

第9条（役 員）

本会の役員として代表1名、副代表1名を置く。

- (1) 代表は豊田耕三とする。
- (2) 副代表は北川友里とする。
- (2) 代表は本会の業務の全てを管理する。

但し、代表が必要と認めた場合、副代表及び他の会員に一部業務を代行させることができる。

第10条（任 期）

代表の任期は、永年とする。

第11条（召 集）

代表は、必要と認めたとき随時総会を招集することができる。

第12条（財 源）

本会の事業に要する資金は、本会の主宰するイベントの興行収入をもってこれに充てる。

但し不足の際は協議によってその負担方法を決める。

第 13 条（会 計）

本会は、剰余金を分配することができない。

本会の会計は、一般に公正妥当と認められる非営利団体の会計の慣行に従うものとする。

本会が、解散等により精算するときに有する残余財産は、評議委員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする非営利団体又は国若しくは地方公共団体に寄付する。

本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第 14 条（総 会）

代表は、総会に決議事項及び報告事項を提出し、総会はこれを審議することができる。

- (1) 規約の改正に関わる事項
- (2) 会員の加入及び脱退に関わる事項
- (3) 事業計画及び決算、活動報告
- (4) 役員の変更
- (5) その他必要と認められた事項

第 15 条（総会の成立・議決）

総会は、2名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。

但し代表は議決に対する拒否権をもつ。

第 16 条（届出事項の変更）

会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちに代表に届け出る事とする。

第 17 条（退 会）

代表への退会届けの提出をもって退会とする。

第 18 条（解 散）

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。
本会の解散にともなう残余財産の清算については総会の議決による。

第 20 条（会員間の連絡）

会員間の連絡はEメール、電話等で行う。

第 21 条（所在地）

本会の所在地を下記の通りとする。
〒274-0072 千葉県船橋市三山 5-29-11

第 22 条（設立日）

本会の設立日は、平成 23 年 6 月 30 日とする。

本規約は、平成 23 年 6 月 30 日より発効とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

〒274-0072 千葉県船橋市三山 5-29-11

代表 豊田 耕三